



マイナンバーカード出張申請受付会場の開設について

亀山市では、さらなるマイナンバーカードの普及促進を図るため、令和5年2月1日から1か月間、市文化会館内中央コミュニティセンターでマイナンバーカードの出張申請受付会場を開設します。

この取り組みは、国の「マイナポイント第2弾」の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長されたことに伴うもので、本庁及び関支所以外の会場を設けることにより、市役所窓口の混雑の緩和や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るものです。

会場では、申請に必要な顔写真の無料撮影等のサポートを行います。また、マイナポイントの申込支援として、自身での手続きが困難な方に対し、専用の端末を使用して「健康保険証利用の申込み」や「公金受取口座の登録」などを職員が一緒に行い、マイナポイントの申し込みに係る手続きをサポートします。

加えて、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るために、出張申請会場で申請された方及びマイナンバーカードを郵送で受け取る方法で申請された方に対して、市独自の取り組みとして実施しているQUOカード(1,000円分)の進呈について、令和5年2月28日までに申請受付をされたすべての人を対象に実施します。

なお、現在亀山市のマイナンバーカード交付率は令和5年1月15日現在61.17%でございます。

ぜひこの機会により多くの市民の皆さんにマイナンバーカードを申請していただき、これからの暮らしに役立てていただきたいと思います。